

會計法等の特例に關する法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

會計法等の特例に關する法律案(政府提出)(第六號)

昭和二十二年三月四日(火曜日)午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 武藤 常介君

理事田中 実司君 理事松永 義雄君

小川厚政信君 近藤 鶴代君

松永 佛骨君 太田秋之助君

古賀喜太郎君 稻村 順三君

川越 博君 伊藤幸太郎君

三月三日委員松本七郎君辭任につき、その補闕として町田三郎君を議長に於て選定した。

出席國務大臣

大藏大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

大藏事務官 野田 卯一君

大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した議案
會計法等の特例に關する法律案(政府提出)

○武藤委員長 これより會議を開きます。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。大藏大臣

○石橋國務大臣 會計法等の特例に關する法律案提出の理由につきましても本會議において大體御説明申し上げたのであります。なおこの席上におきまして繰返して、その理由を簡単に申し上げます。

實は昨日私の演説の中においても申し上げましたように政府は新憲法の實施に伴ひまして、財政法と稱するものを立案し、近く御審議を煩わすことになつておるのであります。これが遅れておりますのでそこで將來實施いたそうとする財政法の精神に則りまして、現行の會計法に特例を設けようといふ次第であります。この會計法等の特例は、豫算の形式に關する會計法第八條第一項に對する特例豫備金の區分に關する會計法第九條の特例、特別會計歳入歳出豫算の豫會提出時期に關する各特別會計法に關する特例、この三つでございます。

まず豫算の形式に關する特例について申し上げますが會計法第八條第一項によりまして、歳入歳出の總豫算は經常、臨時の二部に大別し、さらにこれを款項に區分することに相なつておりますが、經常、臨時の二部に大別すること、最近の状況におきましては兩者の限界を具體的に各經費について決定することが困難でございます。かつまた經常歳入と經常歳出、臨時歳入と臨時歳出の間に權衡をとるということも、現在のごとく臨時歳出の増大いたしました状況では、さしてその意味がなく、むしろ國家の職能に應じて部に大別し、さらに款項に區分し、歳入歳出のうちに合せ、たとえて申し上げますれば、公債、借入金、の收入と、公共事業費、支出及び終戦處理費との間にいて考へる方が適當と存じます。また從來は歳出を各省の所管のもとに款項をわかつたのであります。これをさらに一步進めまして、部局別、すなわちたとえば本省であるならば局、の單位にまでわかつて、項ごとの内容を説明し、これにその部局の經費の部、款、項別を添付することとしたしまして、豫算を平明にいたそうとするのであります。

次に豫備金の區分に關する特例であります。會計法第九條は豫備金を第一豫備金、第二豫備金にわかつことを要求しておりますが、現在までの實情より見ますと、豫算超過支出と豫算外支出との區分は、相當恣意的なものになつておりました。兩者を區分する實益は少く、かつ豫備費の一體運用を妨げられるおそれがありますので、むしろ兩者を一體として豫備金と本で運用することが適當と存じます。そのようにいたしたいと存するのであります。

最後に特別會計の歳入歳出豫算の豫會提出時期に關する特例について申し上げます。特別會計の豫算については各特別會計法に總豫算とともに帝國議會に提出すべき旨を規定してあります。昭和二十二年の豫算は、各般の事情によりましてその編成事務が相當遅延いたしましたため、總豫算と特別會計豫算とは、同時に議會に提出することが不可能の状況と相なりました。この規定を適用しないこととする必要があるのであります。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします次第であります。

○武藤委員長 補足的の説明を願います。野田主計局長。

○野田政府委員 會計法等の特例に關する法律案に關する提案理由は、ただいま大藏大臣から御説明申し上げた通りでございますが、この法律案は技術的な點で少しおわかりにくい點があるだらうと思ひますので、私から補足的に御説明申し上げてみたいと思ひます。

大體今大臣より説明がありました通り中は三本にわかれておるのであります。第一點は二十二年の歳入歳出總豫算の形を、今までは根本的に改めるといふ點であります。第二點は豫備費に第一豫備金と第二豫備金の差があつたのを撤廃するといふ點であります。第三點は二十二年の特例といたしまして、一般會計の歳入歳出豫算と特別會計の豫算とを、同時に提出することに法律でまづいておるのであります。これは本年度はいろいろな事情がございます。特別會計の方の審議が遅れておりますので同時に提出ができません。それでこれを切り放して提出したい。こういう三點にわかれています。

一番おわかりにくいのは最初の豫算の形式を根本的に改正すると申します。一體どのようにな根本的に改正するかといふ點であります。ここに書いてあります條文だけではおそろしくわかりにくく思ひます。そこで、まだ正式の印刷物になつておりませんが、われわれの方でガリ版で間に合せてつくりました。三月一日に議會に提出した書類でございますので、あとでお目にかけますからこれを御覽ください。

ばよほど御理解に便宜だと思ひます。まず現在、と申します。今までのやり方は歳入歳出につきまして經常臨時というように區別しておつた。この經常臨時の區別が基本的な區別になつていたのであります。古くから議會の審議に携つていらつしやる方は、豫算の問題にはいろいろと、直ちに經常、臨時の區別をお聞きになるのであります。最近の情勢から見ますと、經常臨時というのはいさゝか意味がなくなつて、われわれが毎日豫算の事務を取扱つておりました。これが經常部にはいつてゐるか、これが臨時部にはいつてゐるかといふことは、ほとんど意味をなさないのであります。ただ二つにわかれてゐるために、たとえば歳入について申し上げますと、同じある税金が、普通の所得税とか法人税といふものは經常部にはいつてゐる。ところが臨時利得税といふようなものになります。臨時部にはいつてゐるといふように、租税の中が二つにわかれて、あちらこちらにはいつてゐるために、租税全體を見ようといひます。そのときに不便を感ずることがございます。その經常と臨時に租税をわけて、はいつてきた歳入をまた歳出の方でそれと見合せて使つかうといふと、そういう關係はないのであります。大體歳入の方は經常部は多く臨時部は少く、それから歳出の方から見ますと、逆に經常部の方が少く、臨時部が多い。何もその間に見合ひがない。ただ從來の慣行によつてわけておるような點が多いのであります。そこで歳入の部面におきまして撤廃する、同時に歳出の

部面におきましても、經常部といひましても、臨時部といひましてもその限界は明瞭でない。極端なことを申しますと、大藏省の立場としては、經常部といふことになりまします、どうも經常的な經費であるから、豫算を査定するときに削りにくい。大體基本的な經費でありますので、これを減らした、あるいはいろいろと査定を加えることは困難であるので、大體前年通り認めていくということになりがちであります。そこで新しい經費が出てまいりますと、それが恒久的な性質をもっているものでありますともこれを臨時部にもつていきまします、毎年新しい經費として見直すことになる。臨時部の經費になりますと一年々で認めていくことになりましますから、今年認めていきましても、また來年度の豫算を査定するときに、もう一ぺん見直すという機會を得るのであります。昨年認めたからといつても、それは昨年限りの經費であるから、また翌年要求しますとまたたく新しい經費として要求されますのでその際にいろいろの見地から査定を加えるなり、あるいは新しく變更を加えることができる。そういうわけですから、豫算を査定する側から申しますと、なるべく臨時部の支出を多くする方がよろしい、その方が豫算の膨脹を抑止し得る。こういうような立場もあつたのであります。そこでだんだん歳出の方は臨時的なものが多くなり、また豫算を請求する側から申しますとも、恒久的な經費だといふと、これは今年一年きりの經費ですから認めたくれといふと、今年一年きりの經費なら認めてやろうといふので、認めて

もらう方の側から言つてもやりやすいし、認める方の側から言つても認めやすいといふことで、臨時部の支出の方が植えていくという傾向をたどつていくわけでありまします。これは新しい目で見直す場合にあまり意味がないし、二十二年度の豫算の編成にあたりましたは、こういう過去の弊害というものを考えまして、經費は全部洗い直すということをやつたわけでありまします、これは非常な手間がかかる仕事でございましたが、いわゆる既定豫算という觀念を排しまして、全部經費を新しく見直すということをやつたわけでありまします。今まできまつたものに新しいものを積み上げていくという考えであつたのを、根本から變へてしまつて調べ上げていく。それがために係官の間は大變なもので、時間も随分食ひまします本年度豫算の數字を相當程度健全財政の線に沿つて、何と申しますか、固め得たといふのも、全部の豫算を洗つたといふことが大きな原因だと思つて。古い經費をすつかり壊しますと、現在會計事務に携つてゐる人が、この經費は一體どういふ理由で出たものだらうかといふことがわからない。過去の古いものが積み重なつてゐるが、書類はないし、その當時のことがわかつてゐるものがないので、その經費の由來がわからない、ただあるから、これを認めるというのが相當あつたのであります。それが全部洗われまして、現在の實情から、どれくらいの仕事をするのかそれに對してどれだけの經費をやるかといふことを吟味しまして、そこがら地固めして積み上げていくことにしたのが、本年度の經費を相當節減し得た大きな理由となつてゐるのであります。

す。こういうわけで、經常部、臨時部の區別はあまり意味がない。また場合によつては弊害を生ずるので廢止するといふのが、過去の制度に對する大きな變革であります。しからば、部といふような大きなわけ方はやめてしまふかといふと、それはまた別な觀點からそれをやめなさい。經常部、臨時部というわけ方は意味がないが、ある場合には意味があるので、これを利用しまして部にわけるといふやり方を他のものもといふ意味に使うといふことをしたらどうかといふ點を考えまして、ここに書いてございしますように、歳入につきましては性質別にわけて見た。歳出にあつては目的別にわけて見てはどうかといふことにいたしましたのであります。これは名前が性質別とかあるいは目的別とか言ひますが、實質的に申しますと英語で言へばファンクション別、機能別と言つております。ファンクション別、機能別といふような言葉でもつて言つたらいと思ひます。そういうようになつております。歳入の方にきましては從來のわけ方は大體ファンクション別に分れておる、その性質別、あるいは目的別にわかれておりますので大した變更はありません。問題は歳出なんです。歳出におきましてはこの經費が國家の活動のいろいろな方面にわたつておりますが、それはどういう方面に行きわたつておるか。すなわち占領軍關係の方にまわつておるか、あるいは民生安定のためにまわつておるか、あるいは經濟再建のためにまわつておるか。こういったような點が議會の審議でも、あるいは國において重要であり、國民のもつとも關心をもつておることである。そういうこと

を中心にして公平にしていつたらどうか、ということ考えたのであります。そこで今度この法律によつてでき上りました一般會計の豫算は、この部の數が二十になつてゐると記憶します。大體部を二十にわけております。その名前を極く簡單でありますので申し上げてみますと、第一が皇室費、國會費、裁判所費、帝國憲法機關經費、行政部費、司法及警察費、教育文化費、社會及労働施設費、保健衛生費、産業及物價調整事務取扱費、行政共通費、地方財政費、年金及恩給、政府出資金、國債費、終戦處理費、豫備費、この二十の部に分れております。こういうことにはいたしたいと存じます。もちろんこの部は大わけございましてこれだけではよくわかりませんのでその下に款がありさらにその下に項があるといふやうにわかれております。本年度の豫算ではこの二十部の下に款が八十四款ございします。その下に三百十八の項ございします。そういうふうな組織にいたしましたのであります。それからこれは歳出の目的別のわけ方でありまします、今度はその他にさらにまたく別な觀點から、歳入歳出をそれぞれ取扱う部局別にわけてみた。すなわち二重に目的別、あるいはファンクション別と、それから部局別のこの二つの建前になつておる。この組織別の方であります。これは歳入歳出とも組織別にわけてあります。歳入につきましては大體大藏省が一番大きいのであります。しかし歳入の方はいろいろな項目がございまして、そのほかに大藏省以外のものもある。さうしますと、何々省へこれだけの歳入をあげるといふことになり

ますと、各省の責任と申しますか、各省が受け持つ歳入といふものがはつきり出て来るわけですから。そうすると各省が歳入をとるということに熱心になる。從來の経験によりますと、歳入には非常に熱心でありますけれども、歳入にはどちらかといふと熱意が足らぬといふような實情でございました。これについてはわれわれもやましく各省にお願いしてありますが、實際を申しますと、歳入の方は熱心でない。この弊害をためる一助といたしまして、各省別に歳入を、この省の歳入はこれだけである、こういうものをとつて來なければならぬといふ組織をとつております。今度歳出の方であります。歳出の方の組織別といふものはどの程度にわけるといふことが問題になるのでありまして、省の單位にわけると。局の單位にわけると。さらに下つ課の單位にわけるといふ段階があります。今回採用いたしましたのは、大體局の單位でわけると。大藏省でいへば大藏省の主計局が、どういふ經費をいくら使うか。あるいは農林省の農政局なら農政局は、どういふ經費をどういふに使うかといふ局の單位をもちましてわけた。それから地方關係においては官制別にわけると。大藏省であれば財務局といふ官制があつて、財務局でわけると。これは八つございします。財務局別にやらずに各財務局を固めて、財務局といふものはどういふ經費を使うか、財務署であればこれは三百いくらあつて非常に數が多いのであります。その財務署全體でどういふ經費を使う、こ

つております。その局なりあるいは省
なりの経費を詳しく書いた。こういう
形を採用した次第であります。こうい
うこれはもちろん議會で御協賛を願う國
費が、どういふ方面に使われるかとい
うことを吟味願うよりも、むしろ議會
で認めた豫算を、各省各局がどうい
ふに使うかということを見る點が
重點をなすのであります。いわゆる
行政的な觀點、豫算執行上の觀點が主
になつてゐるのであります。豫算の執
行が適正を得るかどうかということ
を見るためには、こういうわけ方をしな
ければならぬという一つの財政學的の
方面の意見がある。外國でも、アメリ
カの例をとりますと、アメリカあたり
でもそのわけ方を詳しくやつて、徹底
的に實行してゐるという實例がありま
す。そういう點も参考にいたしまして
こういうふうにしたのであります。將
來の問題といたしましては、今の局別
あるいは官制別にわけるかどうかとい
ふ點については疑問もありません。さ
らに下つて局から下の課までわけ
ける、主計局なら主計局に三つの課が
ございまして、課別に豫算を組むとい
うことになるかも知れないと考えま
す。この邊はまた課別にいたしますと
數が殖えてまいりますので、十分に效
果が上がるか否や、十分調べました上、
來年度からもしそれが可能であつて、
いいということになれば實行したいと
考へております。

その次に豫備費の問題であります
が、豫備費は第一豫備金と第二豫備金
とにわかれておつて、第一豫備金の
方は、客觀的な事情に基いて、經費
が當然殖えるもの、そういうものを主
として目標にしております。例をあげ

ると家族手當、この家族手當は子供が
生れまゝと當然殖えて行くのでありま
して、扶養家族に對していくらかやる
ということをきめておれば、子供がで
たり、奥さんをもらへば機械的に殖え
て行く。租税をとつたらその何パーセ
ントやるということにきめておれば、
税金が殖えたと當然交付金をやらなけ
ればならぬ。そういう客觀的情勢によ
つて殖えるものであります。どうに
もならぬもの、そういうものを第一豫
備金として出すことになつておる。第
二豫備金はそうでなくて、新しい仕事
を始めるとか、いろ／＼とそこに政府
の取捨選擇の關聯の經費が、第二
豫備金の對象になつております。法
律などでは豫算超過、豫算外支出と言
つておりまして、豫算に規定してある
項目を、金額を越えて出す場合には第
一豫備金であり、その中にならぬ場合
は第二豫備金という言葉を使つてあり
ますが、實行上は必ずしもそうは行つ
てゐないのであります。豫算に規定し
てある項目の金額が足りなくなつてそ
れ以上出す場合にも、第二豫備金を使
う場合が相當ある。そうすると豫算外
に生じたものではないじやないかとい
うことになりまして、その場合には
何とか費補足という名前をつけて第二
豫備金を出すというやうな、苦肉の策
をやつたこともあるのであります。こ
の間の規定はあまり實益がございま
せん。そうしてまた兩方わけますと、片
方が餘つても片方が足りなくなるとさ
らに餘分に過ぎなくてはならぬとい
うことがあつて運用上差支える點もあ
りますので、今後はこれを撤廢するとい
うことにしたいのであります。それ
で手續におきまして、第一豫備金は

そういうやうな、政府におきましても
どうしても出さねばならぬ經費でござ
いますので、それは大蔵大臣と所管の
大臣とが相談して出せばよろしいとい
うことになつております。第二豫備金
の方は少し内容が重要でありますので
大蔵大臣が閣議に諮つて、さらに現在
では勅裁を経て出すというやうなこ
とをいたしてあります。またあとの議會
の事後承諾を得る手續としては、第一
豫備金の方は年度を経過した一た
えは昭和二十一年のときに使つた場合
には、二十二年年度の常會と言いますか
去年から今年にかけて三月までに出す
ものは、今年の十二月から來年の一月
にかゝる議會に出せばよろしいとい
うことになるのであります。第二豫備
金の方は次の常會、昨年の十一月に使
つたものであれば、この議會に出さな
ければならぬ。そういうやうに、な
るべく早く出すという取扱い上の差が
あります。しかるに今後新しい財政法
が施行された後、第一、第二豫備金を
撤廢して、取扱いは全然差をつけな
いで同じにするか、經費の輕重によつ
て取扱い上差をつけないでやるかとい
うことになりまして、豫備金の支出は大
蔵大臣が管理いたしまして、出す場合
に閣議決定を経て出さうということに
なつております。但しその中で先ほど
申しましたやうに、客觀的な事情によ
つて當然出さなければならぬ經費を、一
閣議で決定するのはいふまでもあり
ますので、法規的にあるいは法令によ
つて、大蔵大臣と各省大臣が相談をし
て出せば出せるというやうな、新しい
制度をつくつていきたい。そして運
用上何ら差支えないやうにしたいと考
へておる次第であります。

それから第三點につきましてはこれ
は、今年だけのどちらかと申しますと特
例でありまして、來年度からやはり特
別會計の豫算も一般會計の豫算と一緒
に出して、なるべく長い期間議會で御
審議を願うことが當然でありまして、
これは今年限りの特例であると御承知
を願ひたいと思ひます。

○武蔵委員長 これより質疑に入りま
す。太田秋之助君。

○太田(秋)委員 大體會計法の特例に
關する本法案は、歳入歳出總豫算編成
の形式を、從來はなほだ多數にわた
つておつた經常部、臨時部の區別を
統一して簡明を期するといふ組織に
するといふことは、ただいま大臣並
びに主計局長さんの詳細なる御説明に
よつて了承いたしましたのであります。た
だお伺ひしたいことは、特別會計に
さしまする歳入歳出豫算は、同年度の總
豫算とともにこれを提出することを必
要としなないといふことを御説明になり
ましたが、私もここで考えることは
やはり今後といへどもそれ／＼特別會
計豫算といふものが必要であると思
ふのであります。必要のある場合に、特
別會計が獨立の歳入を有するものはこ
れを切離して、随時にその必要に應じ
て編成することもできることと考えら
れますが、歳入を一般の會計より繰入
れを求めるとやうな場合におきましては
やはりこれは總豫算とともに編成しな
ければ相ならぬ問題ではないかと、こ
ういふふうにも考えられるのでありま
すが、歳入を一般會計から仰ぐ特別會
計におきましては、どういふやうな編
成をなされるお考えか、この點を一つ
お尋ねしておきたいと思ひます。

○野田政府委員 ただいま申しました
やうに、第三項は本年度限りの全くの
異例な處置でありまして、今後はこ
ういふことは極力避けるべきであり、ま
た原則としてそういうことはなすべき
でないと考えております。二十二年
度豫算につきまして、一般會計を特別會
計と相連する場合がたゞさんござい
ます。これにつきましてはもう既に議
會に提出してあります一般會計につ
いて、たとえば國債整理基金に繰入れ
るとかいろ／＼の項目がございまして、
その項目は今後提出されます特別會計
におきましては、それをそのまま移し
まして、兩者の關連はもろ／＼十分に
一致して提出するつもりであります。

○太田(秋)委員 會計法の現行法の第
八條で第一第二を参考に添附提出する
ことになつておりますが、私もまだ
本年度豫算書の配付を受けませんので
どういふやうな編成になるのか、その
書式形態もまだ承知しておらぬのであ
ります。従ひまして會計法の第一、第
二の參考明細書といふものは、今度の
豫算案にも添附されるのかどうか、こ
の點も伺つておきたい。

○野田政府委員 その點につきまして
提出は遅れておりますが、もちろん歳
入明細書、各省の豫定經費各項中各目
の明細書等、詳しい書類は目下調整中
でございまして、でき次第提出いたしま
すが、内容は相當大きな見透しであり
ます。

○太田(秋)委員 まだ質問があります
が、本案と少しかけ離れますから、他
の委員の方の本案の質問がありました
ら、その後でお願いしたいと思ひます。

○武蔵委員長 それでは稲村順藏君
○稲村委員 今までの豫算の編成の形

式が非常に複雑多岐であつたのでそれを簡単にしようということになつたことは進歩だと思ひますが、その點に關しまして、たとえば編成にあたりまして、これまでは便途につきまして、たとえばある項目が出たとしても、ほとんどわからないように、あつちによつたり、こつちによつたりといふふうに含まれておるような、複雑多岐な編成の仕方は、今後全部一掃されるものであるかどうか、それを一つ聴きたい。

○野田政府委員 御質問にありましたような趣旨をもちまして、二十二年度の新しい形式の豫算を編成いたしております。初めは相當立派なものをつくるつもりでやつたのでありますが、御承知のように今年は時間の關係で非常に急ぎました關係上、でき上つたものを見ると必ずしも私らにとつて意に満たないものが多いのであります。おそろく議員の各位におかれまして、よくごらんになりますと、やはり豫算といふものがわかりにくいものであるという御感想をおもちになる點もあるだらうと思ひますけれども、しかし從來の形にくらべますと、よほどその點は改正されております。それからただいまのお話の、一つの豫算の經費があらちちこちで散らばつてはいるということ、は、今度の目的別編成によりまして、だいたひ整理されることになるのであります。が、農業關係なら農業關係のこゝういふ經費と言へば、たとえば産業經濟といふ部がありますが、そのうちの農業費の中のことといふところを見れば、だいたひ自分のお知りになつたいといふ關係の經費がどのくらいになつてゐるかということがわかるようにな

つております。完璧とは申し上げかねますけれども、そういう點はよほど近づいてゐるとわれわれは信じてゐる次第であります。

○稲村委員 各省の官制と言ひますか分課規程などを相當變えなければならぬような問題が出てくると思ひますがその點どうお考えになりますか。

○野田政府委員 ただいまのところでは、われ／＼の方といたしましては官制を變えるといふところまでは考へておらないのであります。部局別として計上いたします場合には、農業關係なら農業關係のある經費があれば、その經費は款あるいは項として立てるといふことはございしますが、その項の金を使うのは、役所としては農林省で使うこともあれば、あるいは内務省で使うことも起るのであります。この豫算の建前としましては、第一の建前はそれを一本にする。その經費が農林省で使われようが、あるいは内務省で使われようが、それは農業關係のこゝういふ經費といふ一本で立てるといふ建前をとりますので、その點からは官制の改正といふ必要はないと思ひます。ただ問題はこゝういふ點があると思ひます。目的別といふものと機能、組織別と照し合せておきますと、同じ名前の經費があらちちこちの役所において使われ

よつたのであります。がアメリカあたりにおきましては、だいたひ部局別が中心になつてゐるわけでありまして、いわゆる組織別の區分が中心になつております。何局の經費とか何部の經費、こゝういふものが中心になつております。それでアメリカ側と申しますか、司令部あたりの考へ方としては、途中におきましては部局別、組織別の區分をすれば、だいたひいいのではないかと考へるをもつておつたこともあるのであります。しかしそれに對して日本とアメリカとは根本的に制度上の差があると思ふのであります。アメリカにおいてはだいたひ一つの役所、たとえば經濟安定本部なら經濟安定本部といふものをつくれば、經濟安定本部に關する經費をそこに集めてしまふ。從來の各省でやつてゐる仕事であつても、それが經濟安定本部の仕事であれば、全部それを集中するといふ方針をとります。物價廳なら物價廳、あるいは物價統制局なら物價統制局といふものをつくりますと、物價統制に關する權根は各省のものを全部取上げてしまつて、新しいその役所に與えるといふことをやるのであります。そういたしますと物價統制費なら物價統制費、あるいは物價調整費、あるいは價格補給金なら價格補給金といふものがありますればそれが全部物價廳と申しますか、物價統制局に集まるということになります。

目的別と組織別を一致させることはできない。だいたひ現在までの組み方はあまりその點には深く觸れないで、現狀でやりたい。現狀の下において經費を盛る。目的別によつてそれを官制によつて各部局に配分する。こゝういふふうな建前になりたひと思ひます。

地がある程度農地になつてゐる場合がありまが、そういう場合には河川については内務省であり、耕地については農林省だといふやうなことで、どちらが一體ほんとうの意味での所轄かといふやうなことがわからないので、豫算をとる場合に、それは内務省關係だあるいは農林省關係だといふやうにこゝんがらがつてしまふ場合が非常に多かつたと思ふのであります。その上にさらに私たちが考へることは、たとえば灌漑排水といふものと過剰河川の修理といふものとは、ほんとうのことを言ふと切り離すことができない場合がしばしばある。兩者がばら／＼になつてゐるために、内務省も豫算を持ち、農林省も豫算を持つておつても――兩方の豫算を持つていながら、無駄な仕事をして効果をあげていないといふやうな場合がしばしばあると思ひます。こゝういふやうな場合に、豫算と官制のある程度の編成替えといふものが結びつかないと、折角新しい豫算を組んでも、その實行がほとんど不可能だといふやうな問題がしばしば出てくると思ふのであります。この點豫算編成の技術と並んで、今後の日本の産業を復興しなければならぬときに、技術的にこゝういふ方面をどう處置するかということについて、一つ大藏大臣の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○野田政府委員 各省の中の手方は非常に違つてくると思ひます。と申しますのは、今まで各省の中で豫算を部局別に持つといふことはなかつた。各省なら各省一本で持つてゐる。農林省は農林省、商工省は商工省一本で持つてゐる。その豫算が商工省の總務局とか、纖維局とかいふやうに分れて持つてゐない。それは商工省の官制で一本に整理されてゐるわけですが、今度は纖維局はいくら、あるいは總務局はいくらといふやうに詳しく出てくる。こゝういふふうになつてすでに提出しておられます。豫算の中に部局別の分類はさうなつておりますが、さらに今後提出されます各目要求豫定經費の分は全部さう出てまいりますので、從來とよほど違つた變り方をいたすと考へております。

○石橋國務大臣 ただいまのところでは主計局長から御説明したように、豫算の編成は一方においては、組織別、目的別の豫算ができます。しかしこれを實施するために、各省部局別の豫算と、この二色の豫算ができて、御審議願うことになつておりますが、その實施は現在のところでは、やはり大體本

○稲村委員 實はそういうことを質問するのは、たとえば産業の問題であります。農業の例をとつて見ますと、河川の整理は内務省の仕事であり、同じ土木の關係でありましても、耕地の問題は農林省である。こゝういふやうに兩方になつてゐるために、遂には河川敷

は主計局長から御説明したように、豫算の編成は一方においては、組織別、目的別の豫算ができます。しかしこれを實施するために、各省部局別の豫算と、この二色の豫算ができて、御審議願うことになつておりますが、その實施は現在のところでは、やはり大體本

二十二年年度の豫算編成にあたりましては、今のお話のように、河川その他の関係、いろいろ實際問題がありますがそれは今まで通りに實施することになりますから、御希望の點は未だ十分な改革が行われないわけでありまして。しかしたださうな河川でありますとかあるは土地の改良でありますとかいふ問題は、大體公共事業費に屬するものが多いのでございまして、それは現在では經濟安定本部でまとめてやつておりますから、各種事業の間の調整は經濟安定本部の作用によりまして相當行われておるつもりであります。しかしまだ、それは不完全な點がありまして、その行政機構の改革については、將來なおいろいろ改革いたさなければならぬ點があると考えております。現状においてはまだ御希望通りになつておりませんということを申し上げておきます。

○稻村委員 それからも一つ豫算の編成の問題について、一面形式上全部を見まして、國內の經濟、財政というやうなものを、計畫を立てるのに非常に分りやすくこれを理解するというやうな建前をとるといふのが一つの目標でありまして、他面、また考へてみますと、いろいろ官吏の綱紀を肅正する、その他の意味から言ひまして豫算はなるべく嚴重に、小さく、一定のわくの中はめてしまふというやう方も考へられると思うのであります。從來の豫算の編成のしかたを見ますと使ふものがある程度非常に限定する。たとえば助成金の一つとりまして、その助成金はある費目に定められますと、それを他に流用するというやうなことが、非常に機械的だと思はれるほ

ど困難な編成のしかたであつたと私は解釋しておつたのでありますが、今度のは豫算の大體の編成を非常に分りやすくするということによつて、さういふふうな從來の支出の融通性というものを、非常に嚴重にわくの中はめてしまふということが、多少でもやはり融通性をたすといひますか、そのわくを少しゆるめると申しますか、そういう結果をもくろんで、その方がいゝとお考へになるのか。それともまた、その點に關する使途は、從來のままにわくの中はめておく考へか。その點を一つ……

○石橋國務大臣 それはさつき申したように、豫算がいれば二色できる。一方のは、農業費なら農業費は大體農林省でありまして、中にはいろいろ省にわたつたやうな、たとえば公共事業費といふものは、各省にわたつたものが一本の豫算として出てくる。けれどもそれがほかの豫算においては、各省のみでなく、各省の局部に分けまゝして、今よりも使用においては窮屈になります。今までは款項の流用がどうかややかましく言ひましたけれども、今度は大藏省なら大藏省でなくて、大藏省の中の理財局の豫算はいくら、主計局がいくら、こゝういふふうなこゝに見本がありますが、こまかく分れますから、その監督の點においては、今までは少しきつてやるといふことになつておると思ひます。

○稻村委員 もう一つお尋ねしたいことは、主として助成金の問題であります。助成金の方の支拂たとえは農家などは助成金ばかりでございまして、米價の支拂などに關しまして、非常に支拂が遅れるというのですが、これは

會計技術上この米價の支拂をもう少し早める方法はないか。殊に私地方廳などへ行つてみますと、地方廳の豫算など、私縣會に出たことはありませぬけれども、たまにもらつて見ますと臨時の役人がどうしてこんなにできるかと思つて、いろいろ聞いたつて、かと思つて、一應政府支拂の金として調べてみますと、一應政府支拂の金を一定期間だけ地方廳などに温める。その利子でもつて臨時の官吏を雇うといふやうなために、ちやんとさういふ所に豫算が出てくるというやうな話まで聞いておるのではありません。さういふやうなために政府支拂の金が非常にインフレーションの抑制のために、一應マル公が特に安いといふやうな農家におきましては、支拂う速度といふことが非常に大きな問題なのであります。が、供出が非常に悪いといふやうな、しかも米を供出してから、三箇月なり四箇月でなければ支拂がないといふやうなことがあるのであります。これは會計の技術上、なんとかしてこれを早く末端にはいるやうな方法ができないか。その點をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 お話のように政府の支拂がどういふわけか、末端に非常に遅れるといふことは、その事實のあることはなほ遺憾であります。これは拂うものはさつと拂うようにしたいと思つて、今さういふことにやるように、各事務當局に督促をいたしておるわけでありまして。どうも中央から出ましても、地方に行つて、地方の役所が能率が悪くて遅くなるというやうなことがあるやうであります。各方面からさういふ苦情を聞きますし、全

く困ると思ひますから、ひとつその點は改めたいと考へておる次第であります。

○稻村委員 さういふ場合に、もしたとえば地方廳でもつて、ああいうことを公然となさるというやうな場合に、たとへば一つにまとまつてくれれば相當の金額だから、その利子でもつて一應臨時の人間を入れたりなんかするたに、三箇月なり四箇月なり温めておるといふやうな實例があつた場合にはこれに對しては政府は嚴重なる處置を講ずるといふことができるかどうか。その點をはつきりお聞きしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 さういふ場合にどういふ處置ができるのか、今法制上知りませんが、どうも二箇月も三箇月も支拂をさういふ目的で延期しておるといふほどのこともやつてないのじやないかと思ひます。しかし万一さういふ事實がありましたならば、お知らせを願ふと同時に調べてみたいと思ひます。またさういふ事實があつた場合にこれを何か處罰する方法があるかどうかはちよつと今わかりませんが、ひとつさういふことのないように、嚴重な監督をいたしたいと考へております。

○稻村委員 最後に先ほど問題になつた特別會計と總豫算との關係であります。が、實はこのごろみたいはこの二十二年度に限つて、一年度の問題として、これは大した問題はないやうな説明になりますけれども、しかし私たちが考へますと、二十二年度といふのが、一番經濟復興その他經濟の再建に關しまして最も重大な時期であり従ひましてこの時代に醸成されるところのインフレーションの進行その他を

考へて見ますと、なか／＼殊に特別會計といふものがわずかな額であればよいのでありますけれども、相當の額に上つておると思ひます。先ほど太田君から説明がありましたのは、一般會計から繰入れられておるといふ問題は、これも大きな問題でありますけれどもしかしこれは一般會計の中に明らかにされておるもので、一般會計の外廓は、われ／＼が審議をすれば一應わかるところだと思ふのであります。ところがここに、むしろ自分のところで收入をもつてゐる特別會計といふやうなものになりますと、この支出その他が收支のバランスのとれてゐるとかといふ問題ではないかといふ問題ではなくて、やはり通貨の多寡とか、物の出廻りとかいふものに關して、非常に大きな影響があると思ふのであります。従ひまして一般會計と特別會計を別々に審議するといふことになりまして、豫算全體を見渡すといふことが、非常に困難ではないかといふ風に考へられますが、こゝういふ場合には、特に特別會計の場合に概略の豫算と申しますか、總額でも一應一般會計の豫算案とともに出して審議するといふことではないかと、なかなか今後の經濟政策といふものはむづかしくなるのじやないかと思ひますが、これに關する御意見を一つ伺ひたい。

○石橋國務大臣 ごもつともな御意見でありまして、われ／＼も特別會計、なか／＼鐵道とか通信といふ大きな會計につきましては、一般會計と一緒に出すといふことが最も望ましいことであつて、本年もさういふにいたしたく努めたのであります。が、これらの企業會計においては、やはり一般會計と同じやうに、ある程度豫算の形式も

二十二年度から變えたいと思ひましてやつておりますのと、もう一つは御承知のように、鐵道も通信もなか／＼困難な事情にありまして、その豫算の編成についていろ／＼檢討を要さなければならぬ節があつたために、大變に時期が遅れまして一度に出すことができませんでした。そんなわけで、實はまだ總額もなか／＼固まりませんので、お話のように概略でも申し上げるということができなかったわけでありまして。大體今週の終りごろには、特別會計の數字も固まる見込だそうであります。先ほど私の冒頭に申し上げました説明は少し言葉が足りませんが、財政法に關係があり、將來同じような行き方で行きますのは、この特例の最初の二點でありまして、特別會計を切離して提出するということは、今年度、二十二年度限りのやむを得ない處置でありますから、御諒承願いたいと思ひます。

○稻村委員 そうしますと、一般豫算の總額が決定いたしますれば、特別會計の豫算も、どの程度に抑えるかとか何とかという方針でも大體お話願ひませんか、議員としては豫算全體の審議ということがほとんど見當がつかなくなるのではないかと。たとえば百億とか、あるいは百五十億とかいうような狂いが生じて來るといふことになりまして、審議の上において非常な蹉跌が來るのではないかと、こう思ふのであります。その點やはり抑えるならば大體どの程度で抑えるというような大臣の趣旨が明らかにされないといふ、ただこれだけで、あとは特別會計はさらにこれに加わりますでは、なか／＼議員が納得しない點があるのではないかと、こう思ひますが、その點政府は大體ど

の程度で抑えるという目安だけでも、一般會計の場合お示し願ひするものかどうかといふことをお尋ねいたします。

○石橋國務大臣 特別會計の中でも一般會計と繋がりがあります。つまり、たとえば國債に關する特別會計というやうなものは、先ほどお話のように一般會計でみな指示が出ておるのでありますから、これはわかりません。残るのは企業會計であります。鐵道及び通信であります。これは大正末ごろからか、豫算純計なるものをつくるようになりましてために、かえつて誤解を生じておるのであります。ああいう特別會計といふものを一般會計と寄せておいて歳出がいくら、歳入がいくらといつても、これは無意味なのであります。企業會計はいわば會社なのであります。問題はそこに赤字が出るか黒字が出るかの問題である。赤字が出ればそれだけ公債を發行するか、借入金をするとか、あるいは場合によれば一般會計より補給するといふことになりますから、そこで問題が起るわけでありまして、特別會計については指示だけであります。バランスはどうなるのかという問題であります。本年度は普通にすればむしろそのバランスが悪うございまして、どのくらいになるか、相當な赤字が出る勘定であります。今その赤字を出さないように、一方においては運賃、通信料金の値上をしなればならぬ。またいろ／＼その合理化というやうなものもはかりまして、そうして赤字は全體としては出ないやうな會計にいたしたいと努力しておるのであります。それでそれは實はやはり運賃、通信料金に關係があるもの

です。ですから、國內の問題としてもこれは大きな問題であります。關係方面と折衝もいたしまして、まだきまつておらない。そのために今週末くらいまでに、その問題がきまると思ひます。なるべく早い機會に、それらの點は一般會計の豫算の御審議中に間に合えば、大體のことでも申し上げたいと思ひます。

○稻村委員 私の質問はこのくらいにいたしておきます。

○武藤委員長 それでは午前は時間も過ぎましたので、この程度で休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後零時三十七分休憩
〔休憩のまま散會〕